

議案第 88 号

三田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

三田市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

三田市長 田 村 克 也

三田市条例第 号

三田市都市公園条例の一部を改正する条例

三田市都市公園条例(平成2年三田市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第4城山公園の部体育館の款競技場の項を次のように改める。

競技場	専用使用	全面	空調設備停止時	1時間	3,600円	3,600円		
			空調設備稼働時	1時間	5,100円	5,100円		
		半面	空調設備停止時	1時間	1,800円	1,800円		
			空調設備稼働時	1時間	2,550円	2,550円		
		1/3面	空調設備停止時	1時間	1,200円	1,200円		
			空調設備稼働時	1時間	1,700円	1,700円		
		個人使用			1時間 1人	300円	300円	児童生徒 1/2
		全面	個人使用の使用料に加算(空調設備稼働時)	1時間	1,500円	1,500円	児童生徒 1/2	
	半面	個人使用の使用料に加算(空調設備稼働時)	1時間	750円	750円	児童生徒 1/2		
	1/3面	個人使用の使用料に加算(空調設備稼働時)	1時間	500円	500円	児童生徒 1/2		

別表第4城山公園の部体育館の款多目的室の項中「多目的室」を「トレーニング室」に改め、同表駒ヶ谷運動公園の部体育館の款競技場の項を次のように改める。

競技場	メインアリーナ	全面	空調設備停止時	1時間	5,400円	5,400円		
			空調設備稼働時	1時間	8,700円	8,700円		
		1 / 3面	空調設備停止時	1時間	1,800円	1,800円		
			空調設備稼働時	1時間	2,900円	2,900円		
		サブアリーナ	全面	空調設備停止時	1時間	1,800円	1,800円	
				空調設備稼働時	1時間	2,700円	2,700円	
	1 / 3面		空調設備停止時	1時間	600円	600円		
			空調設備稼働時	1時間	900円	900円		
	個人使用			1時間 1人	300円	300円	児童生徒 1 / 2	
		全面	個人使用の使用料に加算(空調設備稼働時)	1時間	3,300円	3,300円	児童生徒 1 / 2	
		1 / 3面	個人使用の使用料に加算(空調設備稼働時)	1時間	1,100円	1,100円	児童生徒 1 / 2	

別表第4備考に次の2項を加える。

- 7 この表において「空調設備停止時」とは1月から5月まで及び10月から12月までの期間（使用者の申請に基づき市長が空調設備の使用を許可した場合を除く。）を、「空調設備稼働時」とは6月から9月までの期間をいう。

- 8 空調設備からの風が競技に影響するとの申出が使用者からあった場合は、空調設備を稼働させないことができる。この場合において、空調設備停止時の使用料を徴収するものとする。(ただし、全面使用し、かつ、他の利用者に影響を及ぼさないと市長が認める場合に限る。)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、別表第4城山公園の部体育館の款多目的室の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三田市都市公園条例別表第4の規定は、令和7年6月1日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。